

基準		現行の訪問介護相当	多様なサービス	
サービス種別		総合事業訪問介護	自立支援訪問介護 (訪問型サービスA)	地域支え合い訪問介護 (訪問型サービスB)
①	サービス内容	○訪問介護員による身体介護、生活援助 ○利用回数：原則週2回または1回 (要支援2の場合は、週2回以上可)	○簡易な生活援助 ○利用回数：原則週1回	○住民ボランティア、住民主体として行う生活援助等 ・布団干し、階段の掃除 ・買い物代行や調理 ・ゴミ出し、電球の交換、代筆等 ○利用回数：原則週1回
②	対象となるケースとサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース等	身体介護が不要で、簡易な生活援助を必要としているケース	身体介護が不要で、簡易な生活援助を必要としているケース
③	事業の実施方法	事業者指定	委託	運営費補助
④	ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
⑤	市町村の負担方法	月ごとの包括払い	利用1回ごとの出来高払い	運営のための事業経費の一部を補助 上限5,500円/月、60,000円/年(週1回以上)
⑥	人員基準	旧来の介護予防訪問介護と同様	管理者：専従1以上 (ただし支障が無い場合は他業務と兼務可) 従事者：必要数 ※市が必要と認める研修を受講した者	従事者：必要数 ※市が必要と認める研修を受講した者
	設備基準	旧来の介護予防訪問介護と同様	旧来の介護予防訪問介護と同様	なし
	運営基準	旧来の介護予防訪問介護と同様	旧来の介護予防通所介護と同様 (個別サービス計画の作成は除く)	○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供
⑦	個別サービス計画	作成	なし	なし
⑧	単価等	○週1回程度利用 月1,168単位【11,925円】 要支援1、要支援2、事業対象者 ○週2回程度利用 月2,335単位【23,840円】 要支援1、要支援2、事業対象者 ○週2回超程度利用 月3,704単位【37,817円】 要支援2、事業対象者 * 1単位の単価 10.21円 * 加算：旧来の介護予防訪問介護と同様	1回あたり1時間まで 1,000円/1回 * 加算：なし	提供者が設定
⑨	利用者負担額	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)	提供者が設定
⑩	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安)・ 国保連で管理	なし	なし
⑪	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	事業者へ直接支払	事業者へ直接支払
⑫	想定されるサービス提供者(例)	訪問介護事業者	シルバー人材センターや民間事業者等	ボランティア団体等
⑬	備考			
⑭	組み合わせ利用	週2回程度以上の利用が必要で、ケアマネジメントにより必要と認められた場合、総合事業訪問介護と自立支援訪問介護の組み合わせ利用は可。ただし、自立支援訪問介護は週1回。		

基準		現行の通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別		総合事業通所介護	自立支援通所介護 (通所型サービスA)	地域支え合い通所介護 (通所型サービスB)
①	サービス内容	○通所介護と同様のサービス内容 ○利用回数:原則週2回または週1回	○高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所サービス(入浴サービスは不用) ○利用回数:原則週1回	○住民主体による要支援者を中心とする自主的な活動 ○利用回数:原則週1回
②	対象となるケースとサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース等	○直接的な身体介護を必要としないケース ○入浴の介助が不要なケース	○直接的な身体介護を必要としないケース ○入浴の介助が不要なケース
③	事業の実施方法	事業者指定	委託	運営費補助
④	ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
⑤	市町村の負担方法	月ごとの包括払い	利用1回ごとの出来高払い	運営のための事業経費の一部を補助 上限7,000円/月、84,000円/年
⑥	人員基準	旧来の介護予防通所介護と同様	○管理者:専従1以上(下記職との兼務可、同一敷地内の他事業所の職務との兼務可) ○従事者:利用者15人まで専従2以上(15人を超える場合、15人毎に専従1以上) *従事者:介護職員または看護職員 または機能訓練指導員	事業の実施に必要な人員
	設備基準	旧来の介護予防通所介護と同様	○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ○提供に必要なその他の設備及び備品	○サービスを提供するために必要な場所 ○提供に必要なその他の設備及び備品
	運営基準	旧来の介護予防通所介護と同様	旧来の介護予防通所介護と同様(個別サービス計画の作成は除く)	○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供
⑦	個別サービス計画	作成	なし	なし
⑧	単価等	○要支援1、事業対象者 週1回程度利用 月1,647単位【16,700円】 ○要支援2 週1回程度利用 月1,688単位【17,116円】 ○要支援2、事業対象者 週2回程度利用 月3,377単位【34,242円】 *1単位の単価 10.14円 *加算:旧来の介護予防通所介護と同様	2,500円/1回 *加算:なし	提供者が設定
⑨	利用者負担額	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)	介護給付の利用者負担割合(1割又は2割)	提供者が設定
⑩	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安)・国保連で管理	なし	なし
⑪	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	事業者へ直接支払	事業者へ直接支払
⑫	想定されるサービス提供者(例)	通所介護事業所	通所介護事業所等	ボランティア団体等
⑬	備考	*食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)	*食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)	*食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担)
⑭	組み合わせ利用	原則として不可		